

中標津町介護保険要介護認定等の資料提供に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定及び要支援認定に係る資料を、当該認定を受けた者（以下「本人」という。）、本人を介護している親族及びそれに準ずる者（以下「介護者」という。）及びその他の関係者に提供することについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 次の各号に掲げる者で、第3条及び第4条に定める要件を満たす場合に限り、資料提供を申請することができるものとする。

- (1) 本人
- (2) 介護者
- (3) 本人の介護（予防支援）サービス計画又は施設サービス計画の作成をする事業者等
- (4) その他町長が認める者

(申請手続)

第3条 資料提供の申請をしようとする者は、要介護認定等の資料提供申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 資料提供の申請をしようとする者が本人以外のときは、申請書の本人同意欄への自署を要するものとする。ただし、介護保険要介護認定・要支援認定申請書において、事業者に対し資料提供することについて本人同意があるときは、この限りではない。

3 本人の身体上の理由等により自署ができない場合については、介護者による代筆をもって、本人自署に準ずるものとして取扱うことができる。この場合において、代筆者は、申請書に代筆者の住所・氏名・本人との続柄（関係）を記載しなければならない。

(申請者等の確認)

第4条 資料提供の申請をしようとする者について、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 本人による申請の場合 申請者の確認
- (2) 介護者による申請の場合は、次のア及びイの事項
 - ア 申請者の確認
 - イ 申請者が介護者であることの確認
- (3) 事業者による申請の場合は、次のア・イ・ウすべての事項
 - ア 申請者の確認
 - イ 事業者（事業所）が本人と契約関係にあることの確認
 - ウ 申請者が当該事業者（事業所）に所属していることの確認

2 前項に規定する事項は、別表に掲げる書類で確認する。

(提供資料)

第5条 要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる資料の写しの交付により行うものと

する。ただし、要介護認定等に係る情報の保存期間である5年を経過しているものについては提供できないものとする。

(1) 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）

(2) 判定結果

(3) 主治医意見書（以下「意見書」という。）

（資料提供の制限）

第6条 資料提供を行うことにより、本人の生命、身体又は財産等の保護及び安全の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、資料提供を行ってはならない。

2 意見書の資料提供については、治療上支障をきたすおそれがあることから、主治医の同意を得るものとする。ただし、記載した主治医の同意の確認が困難な場合は、主治医に代わり所在していた医療機関の同意を得ることで主治医の同意に代えるものとする。なお、主治医の同意の有無は、主治医意見照会書（様式第2号）により照会し、主治医意見回答書（様式第3号）によりその意見を聴くものとする。

3 介護認定審査会の適切な運営を確保する必要があることから、当該判定に係る介護認定審査会に参加した委員が特定できる部分は除いて、資料提供を行うものとする。

（資料提供の方法）

第7条 提供資料の写し（各1部）を交付するものとする。

2 提供資料の写しの交付に要する費用は町の負担とする。

（資料提供を受けた者の遵守事項）

第8条 資料の提供を受けた者は、次の各号について遵守しなければならない。

(1) 事業者は、提供資料をケアプラン作成のための参考資料としてのみ使用すること。

この場合に、サービス担当者会議（ケアカンファレンス）で使用するために提供資料を複写したときは、会議終了後に責任をもって回収し、廃棄すること。

(2) 提供資料に記載されている個人情報について、第三者への提供を行わないこと（前号に定める使用の場合を除く）。

(3) 提供資料の複写及び複製を行わないこと（同条第1号に定める複写の場合及び町長が必要と認める場合を除く）。

(4) 提供資料を紛失しないように厳重に管理すること。

(5) 町長から提供資料の返還を求められたときは、速やかに返還すること。

(6) 必要がなくなった提供資料は、确实かつ速やかに廃棄すること。

2 前項に掲げる各号に違反した場合は、今後、資料提出は行わないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

中標津町介護保険要介護認定等の資料提供に関する取扱要綱

別表（第４条第２項関係）

区分	確認書類等
申請者の確認	① １点でよいもの（顔写真付きの証明書） ・ 個人番号（マイナンバー）カード ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 在留カード など ② ２点以上必要なもの ・ 健康保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 介護保険被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 身体障害者手帳 など ③ ②の証明書１点と次の証明書の中から１点 ・ 会社の身分証明書（社員証） ・ 学生証 ・ 預金通帳 など ④ 本人の成年後見人等による申請の場合 ・ 登記事項証明書又は家庭裁判所の審判所及び確定証明書
申請者が介護者であることの確認	○ 本人の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書又は却下通知書 ○ 本人の介護保険被保険者証 など
事業者（事業所）が本人と契約関係にあることの確認	○ サービス提供契約書 など
申請者が当該事業者（事業所）に所属していることの確認	○ 社員（従業員）証など当該事業者（事業所）に所属していることを証明することができる書類 など

主治医意見照会書

年 月 日

様

中標津町長

本町では、介護保険の要介護認定等に係る個人情報について、本人、介護者及びその他関係者から資料提供の申請があった場合は、資料提供しているところです。

下記の被保険者の要介護認定等に係る主治医意見について資料提供の申請がありましたので、中標津町介護保険要介護認定等の資料提供に関する取扱要綱第6条第2項の規定に基づき、資料提供することの適否についてご意見を伺いたいと存じます。

つきましては、同封の「主治医意見回答書」にご記入のうえ、 年 月 日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 被保険者氏名

2. 被保険者住所

3. 主治医意見書作成日 年 月 日

様式第3号（第6条第2項関係）

主治医意見回答書

年 月 日

中標津町長 様

医療機関所在地

医 療 機 関 名

主 治 医 氏 名

印

電 話 番 号

年 月 日付で貴職から照会のありました被保険者 に係る
「主治医意見書」の資料提供について、下記のとおり回答します。

記

○ 主治医意見（該当する部分を○で囲んでください。）

1 支障はない

2 支障がある（支障がある項目及びその理由を記載してください。）

支障がある項目：

理由：